

# 企業年金の充実・安定化を図ります。

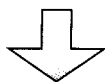
企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

## 厚生年金基金の免除保険料<sup>※</sup>率の凍結解除

(平成17年4月実施)

- 平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定します。

現行：平均2.8%(下限2.4%～上限3.0%)

→ 見込み：平均3.7から3.8%程度(下限2.4%～上限5.0%)

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

## 厚生年金基金の解散の特例措置

(平成17年4月実施)

### <分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。(原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利)

### <納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金(その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額)を納付額とすることを認めることとします。

(参考) 特例措置の期限

本特例措置は、3力年の時限措置(施行から3年以内の申請)とします。

## 確定拠出年金の充実

### 拠出限度額の引上げ(平成16年10月実施)

○ 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行います。

(企業型)	他の企業年金がない場合	(月額)3.6万円→4.6万円
	他の企業年金がある場合	(月額)1.8万円→2.3万円
(個人型)	企業年金がない場合	(月額)1.5万円→1.8万円
	自営業者等	(月額)6.8万円→6.8万円

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃します。

### 中途引き出し要件の緩和(平成17年10月実施)

○ 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和します。

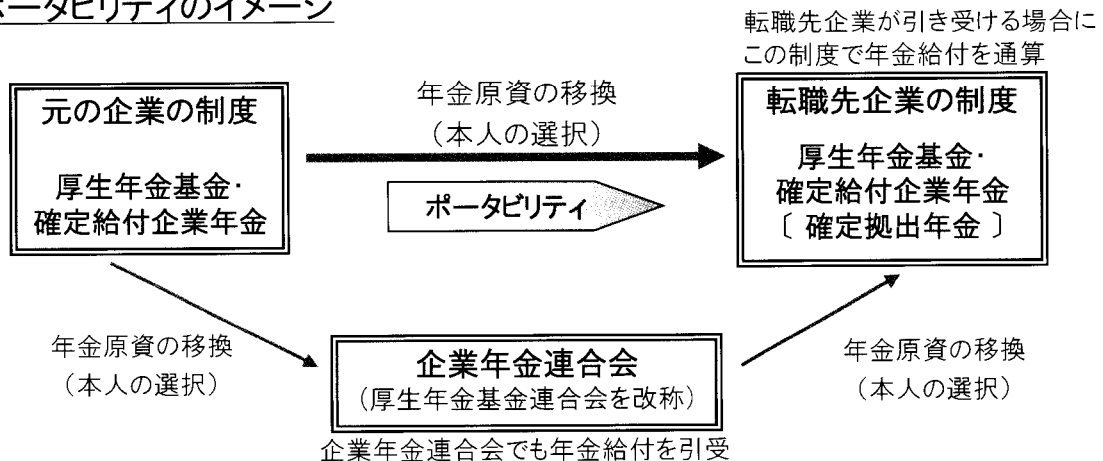
## 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

(平成17年10月実施)

○ 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とします。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引受けを行い、年金として受給できる途を開きます。

○ 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とします。

### ポータビリティのイメージ



(注) 現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会において年金の通算を行っています。

# 安全で効率的な年金積立金の運用を可能にします。

## 年金積立金の運用の基本的在り方

- 専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行います。
- 金融市場等への影響に留意しつつ、安全・確実を基本としつつ、特定の運用方法に集中しないように行います。

## 現 状

- 年金積立金(厚生年金・国民年金)は、平成14年度末の時価で、141.5兆円です。さらに、旧資金運用部に預託されていた資金は、平成20年度までに全て償還されます。
- 厚生労働大臣が、分散投資の考え方にに基づき、長期的に維持すべき資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これを目標に運用。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
68%	12%	7%	8%	5%

(11年財政再計算を前提に、長期的に賃金上昇率を1.5%上回ることを目標として設定)

- 市場運用では債券運用・株式運用とも、長期的に市場平均の収益率を確保することを目標。
- 運用方針に従って、年金資金運用基金が、年金積立金の管理・運用業務を実施。約9割を民間運用機関に委託し、運用を管理。一部国内債券を直接運用。



## 今後の運用の在り方

### 運用方法

- 長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うことが必要。
- 今後巨額な運用資産額となることなどを踏まえ、市場への影響や安定的な運用収益の確保にも留意しつつ、専門的な観点から検討を行い、債券、株式等の具体的な構成割合等を決定。

### 運用組織

- グリーンピア業務・住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化。
- 専門性を徹底し、責任の明確化を図るため、専門家集団が運用方針を決定。  
→ 組織形態の見直しが必要

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

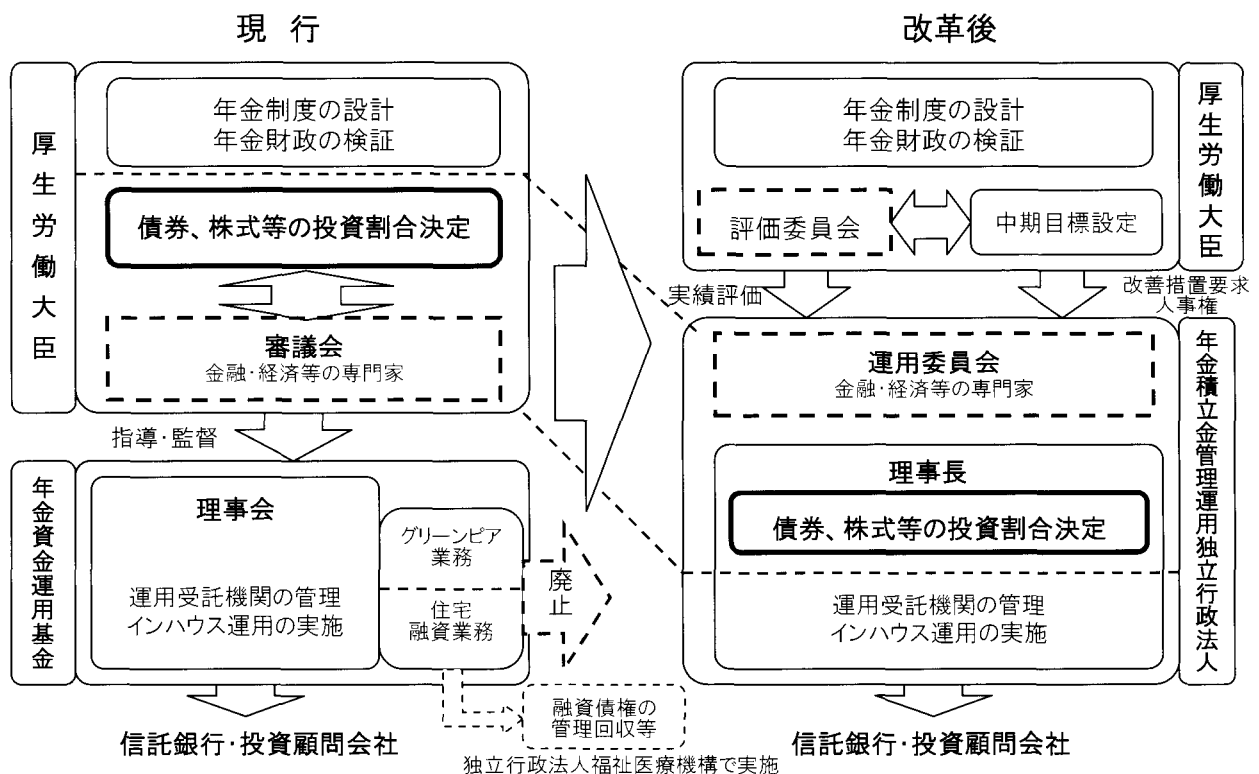
### 《改革の目的》

#### 専門性の徹底

- ① 理事長に、資金運用に関する高度な知識及び経験を有する者を任命し、理事長が運用方針を作成します。
- ② 法人に、金融・経済の専門家等で構成する「運用委員会」を設置し、理事長が作成した運用方針を審議するとともに、法人の運用状況を監視します。
- ③ 施設(グリーンピア)業務・住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化します。

#### 責任の明確化

- ① 債券や株式への投資割合などの運用方針は、専門家集団である法人が決定することとし、運用業務を一元化します。  
(運用方針は運用委員会の議を経て、厚生労働大臣が認可)
- ② 厚生労働大臣が運用業務の中期目標を設定、評価委員会が毎年度、運用実績を評価し、法人役員等の人事、報酬に反映させます。
- ③ 厚生労働大臣は、毎年度、年金財政の状況を検証し、必要に応じ、運用方針の見直しを要求します。



## ～年金は「払い損」なのですか？～

### 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金については、「払った分戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。

年金制度は、「世代間扶養」の仕組みであり、個人における損得を考慮すべき性格の制度ではないのですが、そういった声が本当なのか、一定の前提を置いて、各世代の給付と負担(厚生年金については、本人負担分について)試算してみました。

1985年以降に生まれた方をみても、支払った保険料の、厚生年金では2.3倍、国民年金では1.7倍の給付が受けられる計算となります。決して「払い損」ではありません。

#### 世代ごとの給付と負担(各世代が65歳になった時点の価格に換算したもの)

##### 【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	680万円	1,200万円	1,900万円	2,800万円	3,900万円	5,100万円	6,500万円	8,000万円
年金給付	5,600万円 4,400万円	5,400万円 4,500万円	6,000万円 5,600万円	7,600万円	9,600万円	12,000万円	14,900万円	18,300万円
比率	8.3倍 6.4倍	4.6倍 3.8倍	3.2倍 3.0倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

※ 標準的な年金受給世帯における給付と負担を推計したものです。1935年生、1945年生、1955年生の方は、60歳前半に特別支給の老齢厚生年金が支給されますので、年金給付の上段に特別支給分も含めた実際に受けられる年金額、下段に65歳以降に受けられる年金額を記載しています。

##### 【国民年金】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	230万円	410万円	700万円	1,100万円	1,500万円	1,900万円	2,400万円	3,000万円
年金給付	1,300万円	1,400万円	1,600万円	2,100万円	2,600万円	3,300万円	4,100万円	5,000万円
比率	5.8倍	3.4倍	2.3倍	1.9倍	1.8倍	1.7倍	1.7倍	1.7倍

- 年金制度における世代間の給付と負担の関係をみるときは、
- ① 都市化、核家族化による、「私的扶養」から年金制度を通じた社会的な扶養へ移行してきたこと
  - ② 少子化と長寿化の進行により、現役世代の扶養負担が高まっていること
  - ③ 生活水準が向上するにつれて、実質的に保険料を負担する能力が高くなってきたこと
  - ④ 先世代の努力で整備されてきた教育や社会資本を、後世代は享受できることなど、長い年金制度の歴史の中での諸状況の変化を十分に考慮に入れて議論しなければ、歴史観のない議論になってしまいます。
- したがって、年金制度における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることはできないことに、十分留意する必要があります。

## ～年金の福祉施設などについても徹底した見直しを行います～

- グリーンピアや、厚生年金会館、厚生年金病院などの年金の福祉施設は、年金資金を被保険者にも福祉還元すべきとの審議会の意見や国会での付帯決議も踏まえて設置されてきたものです。

実際に多くの方に利用されてきており、年金給付がまだ本格的でなく、民間部門で類似の施設が少ない時代には一定の役割を果たしてきました。

### 【現 状】

#### ◇大規模年金保養基地(グリーンピア)

- ・全国13施設
- ・平成14年度までに延べ4,200万人が利用

#### ◇年金被保険者住宅融資

- ・貸付額累計:25.7兆円(延べ400万件)(平成14年度末)

#### ◇年金の福祉施設

- ・全国265施設
- ・平成14年度1年間で延べ4,400万人が利用
- ・運営状況は、全体の3/4が黒字であり、施設全体の収支も黒字

- しかしながら、民間の類似施設の普及など、福祉施設を取り巻く状況は大きく変化しています。また、年金給付の原資である保険料財源を、年金給付に関係しない福祉施設に使ってきたことに対するご批判の声があることも、十分に受け止めなければなりません。

- こうしたことを踏まえ、「年金給付に関係しないことに保険料財源を使わない」ということを基本的考え方として、年金の福祉施設については、徹底した見直しを行うこととしています。

### 【見直しの方向性】

#### ◇大規模年金保養基地(グリーンピア)

- ・平成17年度までに廃止【平成13年12月閣議決定】

#### ◇年金被保険者住宅融資

- ・平成17年度までに廃止【平成13年12月閣議決定】
- ・融資債権の管理・回収は、「年金積立金管理運用独立行政法人」は行わず、独立行政法人福祉医療機構が実施

#### ◇年金の福祉施設

- ・与党合意(平成16年3月10日)等を踏まえ、例外なく整理し、国民の皆さまのご理解をいただけるよう、整理合理化を行うとともに、福祉施設の運営を委託している公益法人の在り方についても見直しを行います。